

広 報

南 生 駒



生駒警察署
Tel 0743-74-0110
小瀬交番
Tel 0743-77-8020

春の交通安全県民運動

～交通事故のない やすらぎの 大和路づくり～

＜2019年5月11日(土)～5月20日(月)まで＞

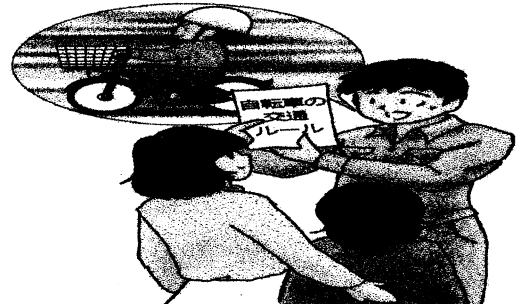
運転の重点

- ①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤二輪車、原付車の交通事故防止

5月は「自転車マナーアップ強化月間」です。交通ルールを遵守し、マナーの向上に心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りは徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間ライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



～女性を狙った性犯罪に注意～

○暖かい季節になると性犯罪は増加します。

～防犯対策～

- ①近道よりも、明るい人通りのある道を通りましょう。
- ②夜遅くに帰宅する際には、家族などに迎えを頼みましょう。
- ③防犯ブザーなどの機材を有効に活用しましょう。

自分は大丈夫！！思っている人が危険です

罪者はちょっとした隙を狙って行動します

一人で歩くときは、周囲に気を配り、被害に遭わないようにしましょう。

歩きながら携帯電話、音楽プレイヤーを使用すると 周囲の音や

気配に気づかないため危険です。絶対にやめましょう。



※怪しい人を見かけたり、不審に感じる事があれば些細な事でも警察に相談してください。

窃盗犯罪に注意して下さい！

- ゴールデンウィーク（４月２７日～５月６日）中は、旅行やレジャーで外出中の家を狙った空き巣、車上ねらい、乗り物盗が増加します。 特にご注意を！
- 被害に遭う前に予防をしましょう。
 - ・ ちょっとの留守でも必ず「戸締まり」をし、近所に一声かけて外出する。
 - ・ 家の鍵は家族全員持ち、植木鉢・郵便受けなどに隠さない。
 - ・ 「戸締まり」は玄関などの出入り口だけでなく、手洗い、風呂場、２階の窓なども必ず施錠するとともに、ワンドア・ツーロックを心掛ける。
 - ・ 現金や貴金属等の保管は確実に。
 - ・ 屋外に侵入の足場となるような“梯子、脚立、箱”等を放置しない。
 - ・ 夜間は門灯等で家の周囲を「明るく」する。
 - ・ 駐車場付近の街灯・防犯ビデオの設置。
 - ・ カギの取り替え・補強や、防犯ガラス・防犯ブザーを使用する。
 - ・ U字ロックを活用しよう。
- 不審者や不審車両及び不審な外国人を発見したら直ぐに警察へ連絡ください。

G 2 0 大阪サミットの開催

- 本年６月２８日、２９日の両日、インテックス大阪において、G 2 0 大阪サミットが開催される予定ですが、本サミット開催に伴い、警察において推進するテロ対策をはじめとした警戒警備や交通規制等を実施するにあたり、皆様にはご迷惑となるかもしれませんが、ご理解の上、ご協力願います。

《テロ未然防止のために》

不審物を発見した場合は、

不審物発見の三原則

（触れない、嗅がない、動かさない）

を守り、お近くの施設係員や警察官に通報をお願いします。

生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

- 消費者庁においては、毎年５月を「消費者月間」として、消費者問題に関する啓発活動等を行なっているところ、平成２７年３月に取りまとめられた「消費者基本計画」では、悪質商法事犯等の取締りの推進と関係機関の連携強化による被害拡大防止の実施等が掲げられ、政府一体となった対策が求められています。このため、警察でも生活経済事犯の態様、犯行の手口、被害防止のための措置等について広報し、被害拡大の防止に務めています。

《悪質商法の被害防止のために》

悪質商法とは、「一般消費者を対象に組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの」で、資格商法やキャッチセールスなど様々な手口があります。

困った場合はまず相談をしてください。

[悪質商法 110番]

0742-24-9441（つうほう すれば くらいよい）